

令和6年4月1日

関係高等学校長 殿
ソフトテニス部顧問 殿

愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス部
専門部会長 森田 恭弘

外部指導者の登録について（通知）

愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス部の活動につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、愛知県高等学校体育連盟ならびに愛知県ソフトテニス連盟主催（参加資格が高校生に限る）の各種大会において、下記の条件で外部指導者がベンチに入ることを認めます。

外部指導者の日本ソフトテニス連盟への会員登録、日本ソフトテニス連盟公認審判員の資格を有することを確認していただき、所定の登録用紙に必要事項を記入の上、新年度の登録手続きをして承認を得てください。

記

1 外部指導者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該校の学校長が認めた者である。
- (2) 傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入している者である。
- (3) 日本ソフトテニス連盟公認審判員の資格（新番号）を有する者、又は日本体育協会公認スポーツ指導者に該当するものである。

※日本ソフトテニス連盟公認審判員の資格（新番号）を持っていない場合、その年度中に支部等で実施される2級審判講習会を受講し、資格取得を予定している者に限り登録を認める。
※2級審判員の資格取得には、日本ソフトテニス連盟への会員登録が必要となる。必ず会員登録を行うものとする。なお、クラブチームへの所属が難しい場合、当該校の指導者として会員登録を行い、会員番号の取得を行うこととする。

- (4) 複数校の登録は認めない。

2 付帯事項

- (1) 生徒の引率責任者は、当該校の職員又は当該校の部活動指導員（校長が認めたもの）とする。
- (2) 年度内に登録者の変更・追加をする場合は、所定の変更用紙に必要事項を記入の上、参加する大会前に提出し、承認を得るものとする。

3 提出先

該当校の所属支部長

4 問い合わせ先

愛知県高体連ソフトテニス専門部 委員長 中川 孝浩（享栄高等学校 TEL052-841-8151）

令和6年 月 日

外部指導者の登録について

愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス部
専門部会長 殿

学校名
校長名

印

令和6年度の外部指導者を下記のとおり 1.登録・2.追加・3.抹消します。

記

項目番号	氏名	日本ソフトテニス連盟会員 登録番号（審判資格有）	日本スポーツ協会公認 指導者番号
		JSTA	
		JSTA	
		JSTA	
		JSTA	
		JSTA	

【注意】 外部指導者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該校の学校長が認めた者である。
- (2) 傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入している者である。
- (3) 日本ソフトテニス連盟公認審判員の資格（新番号）を有する者、又は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者に該当するものである。
- (4) 複数校の登録は認めない。

例 1

令和 6 年 月 日

外部指導者の登録について

愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス部
専門部会長 殿

学校名
校長名 印

令和 6 年度の外部指導者を下記のとおり 1.登録・2.追加・3.抹消します。

記

項目番号	氏 名	日本ソフトテニス連盟会員 登録番号（審判資格有）	日本スポーツ協会公認 指導者番号
1	愛知 太郎	JSTA ○○○○○○○○	
1	名古屋 花子	JSTA	○○○○○○○
		JSTA	
		JSTA	
		JSTA	

【注意】 外部指導者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該校の学校長が認めた者である。
- (2) 傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入している者である。
- (3) 日本ソフトテニス連盟公認審判員の資格（新番号）を有する者、又は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者に該当するものである。
- (4) 複数校の登録は認めない。

例 2

令和 6 年 月 日

外部指導者の登録について

愛知県高等学校体育連盟ソフトテニス部
専門部会長 殿

学校名
校長名

印

令和 6 年度の外部指導者を下記のとおり 1.登録・2.追加・3.抹消します。

記

項目番号	氏 名	日本ソフトテニス連盟会員 登録番号（審判資格有）	日本スポーツ協会公認 指導者番号
2	東海 二郎	JSTA ○○○○○○○○	
3	愛知 太郎	JSTA ○○○○○○○○	
		JSTA	
		JSTA	
		JSTA	

【注意】 外部指導者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該校の学校長が認めた者である。
- (2) 傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入している者である。
- (3) 日本ソフトテニス連盟公認審判員の資格（新番号）を有する者、又は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者に該当するものである。
- (4) 複数校の登録は認めない。